

2019年8月

組合員各位

日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合
(CDV-JAPAN) 事務局

消費税増税に関する政府の補助制度について

現行の8%の消費税に関しては、本年10月より10%に引き上げられる予定となっておりますが、皆様ご存知の通り、それに際しては、「軽減税率制度の導入」及び「キャッシュレス決済時のポイント還元」が実施されることとなっております。

つきましては、それら制度に係わる政府の補助制度等につきまして、下記の通り整理いたしましたので、ご案内いたします。

組合員の皆様におかれましては、ご参照の程、宜しくお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等につきましては、組合事務局（担当・鈴木／TEL03-3234-8824）又は下記の国の担当窓口までご連絡願います。

◇「軽減税率の導入」について

- ・10月の消費税増税に際しては、主に低所得者における消費税の負担軽減を目的として、酒類や外食を除く飲食料品等の税率については8%に据え置く軽減税率が導入されることになる。
- ・そして、軽減税率の導入後には、複数の税率を扱う小売店等においては、適用される税率ごとに商品を分けて税額を計算する必要があるため、それらのシステムに対応可能なレジの導入が必要となる。
- ・政府では、そのような軽減税率対応のレジ導入については、中小の小売事業者等を対象として以下のような補助制度を用意している。

<補助制度の内容>

○対象者：軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等

○対象品：2019年9月30日までに導入し、支払いが完了したレジ等

○補助率：原則、費用の3/4

○補助金額：レジ1台あたり20万円まで

※その他請求書管理システムの改修・導入を行う場合の補助制度もあり

☆問い合わせ先：軽減税率対策補助金事務局 TEL：0120-398-111

◇「キャッシュレス決済時の消費者へのポイント還元」について

- ・今回の消費税率の引き上げに合わせ、来年6月までの間、キャッシュレス化の促進等を目的に景気対策の一環として、中小店舗で買い物をする際、クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス決済を行うと、消費者に購入額の「5%」又は「2%」のポイント還元が行われることになる。

▼ポイント還元の対象となる主なキャッシュレス決済

クレジットカード・QRコード・デビットカード・電子マネー・プリペイドカード等

<補助制度の内容>

○今回のポイント還元事業に参加する場合には、キャッシュレス決済用の端末等が必要となるが、中小・小規模事業者においては、政府の補助制度を利用すれば、キャッシュレス決済端末本体と設置費用等が無料となる。

☆問い合わせ先：ポイント還元事業に関する問い合わせ先 <中小・小規模事業者向け>

TEL：0570-000655

(注)・ビデオレンタル事業者等のサービス業における中小・小規模事業者は、「**資本金5,000万円以下または従業員が100名以下の企業又は個人事業主**」となっております。

- ・上記2つの補助制度（「軽減税率対策補助」と「キャッシュレス決済のポイント還元に関する補助」）については、いずれか1つの補助制度を選択いただくこととなります。（2つの補助制度の利用はできません）

以上

【本件に関する問い合わせ先】

日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合
(CDV-JAPAN) 管理グループ 鈴木

TEL03-3234-8824 FAX03-3234-8859